

保護者にも、子どもにも安心安全な 登下校、登降所の実現のために！

2024年3月 町田市議会 一般質問 矢口まゆ

保護者に「安心」の提供を

▶ 安全の確保

道路の整備、注意喚起の看板、スクールゾーンの設定等交通規制、通学路点検 等

▶ 「安心」の確保は？

- ・連れ去り？迷子？
- ・途中で寄り道？
- ・途中で体調を崩していないか？
- ・いつ学校を出た？家を出た？いつどこを通った？

→家で何の情報もなく、ただ待つことしか出来ない親が心配になるのは当然

位置情報の提供 連絡手段の確保

品川区ではキッズ携帯（まもるっち）を無償で貸与。防犯ブザーを作動させると、区役所内のまもるっちセンターにハンズフリー通話でつながる。

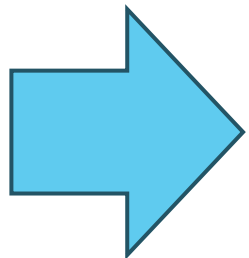
「今、どこにいるのか」という位置情報が分かるGPS機器の購入費や利用料助成
【加古川市、岐阜市、松戸市等】

ICタグリーダーを校門や町の要所に設置、ICタグを児童に持たせる事でリーダー設置箇所通過時に通知が届く

子どもの見守りGPS機器の一例

- 月額の利用料金は、数百円程度
- 事前に登録しておいたスポットを通過すると通知が入る
- 過去に通った場所も記録
- 音声の送受信もできる
- 音声送信の際、子の機器からスピーカーで音声を流す事も可能
- 普段の行動範囲を記憶し、その範囲から離れると通知が入る

※上記は、あくまで一例です



登下校時の安心のため、位置情報の把握
が出来る機器の活用を検討しては？



携帯電話の持ち込みについて各学校の状況は？

→学校ごとに書き方、表現、対応方法が異なっている

▶ 申請しにくい環境→携帯を持ち込んではいけないという情報だけが目に入ってしまふ事で、登下校に不安があり本当は携帯電話を持たせたいと考える親も、持たせる事が出来なくなってしまう。

▶ 申請をしにくい環境→申請せずに、内緒で持ち込む→内緒で持ち込むとルールがないのでむしろマイナスでは

▶ 申請しやすい環境→申請することで保護者と子ども、学校間での同意書サインなどを通してルールの確認ができる→朝の決まった時間には電源オフ、朝担任にて集める等の対応を行うことで、ルールが一元化され、トラブルも防げる

携帯電話の対応

- 1 原則として携帯電話の学校への持ち込みは禁止です。（ご家庭の事情でどうしても持たせないとならない場合のみ許可します）→ 例：塾にそのまま行くなどは許可できません。
★携帯持ち込み許可の判断は、生活指導主任、管理職が最終判断をします。そのため、「携帯電話持ち込み許可申請書」用紙に保護者が記入し、管理職の許可がおりた場合のみ、許可となります。
- 2 緊急で携帯を持たせないとならない場合は、生徒手帳にその旨を保護者が記入し、朝、学級担任に携帯電話を預けます。下校時に返却となります。
- 3 許可なく携帯電話を学校に持ち込み発覚した場合はその場で没収します。保護者に連絡し、保護者に返却となります。

力を教えることが大切と考えまうので、ご家庭での指導の徹底・ルール作りをお願いしまう。

- ③スマートフォンや交通系ICなどをやむを得ず、生徒に持参させる場合には、担任に預けるように指導しております。

- ② 授業に必要なもの（携帯電話、あめ、ガム、お菓子、財布、漫画、ゲームの攻略本、トランプ、カードゲームなど）は持ってこない。

※携帯電話については、原則持ち込み禁止としますが、必要があれば、生徒手帳に記入の上、担任に朝学活で預けること。

申請すれば持ち込み可能とする学校もあるが、これではフィルタリングなどの確認はできず保護者同意書も取得できていないのでは。

学校HP上に携帯電話の申請（同意確認書）が掲載されている事例（摂津市）

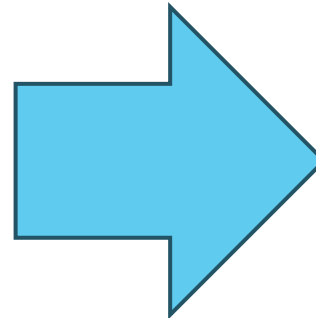
＜同意事項＞ 同意確認事項を読み、同意・確認できる項目のすべてのチェックボックスへのチェック（✓）をお願いいたします。全ての項目に同意いただけない場合は登下校中に携帯電話を所持することはできません。

	同意確認事項	保護者 ✓	児童 ✓
1	登下校中は、携帯電話をかばんの中に入れ、災害時や犯罪に巻き込まれる等の緊急の場合以外では携帯電話をしません。		
2	校内ではかばんの中に入れ、学校の指示があるとき以外は携帯電話をしません。		
3	携帯電話の所持について学校のルール等が守れない場合、学校が携帯電話を預かり保護者に返却する、一時的又は長期的に登下校中の所持を制限する等の学校の指導に従います。		
4	災害時等の緊急時以外で、保護者から子どもの携帯電話への連絡はしません。		
5	携帯電話の適切な使用や使用時間について、家庭でルールをつくり、適切に管理します。		
6	使用するアプリケーションやサービスについて、使用前に家庭で話し合います。		
7	フィルタリングや携帯電話の使用制限を設定し、不適切な使用や長時間の使用をさせない工夫や、パスワードを設定する等、個人情報の流出や不正な使用を防ぐ工夫をします。		
8	インターネット上のトラブルやいじめ、犯罪被害等があった場合の相談窓口や連絡できる関係機関を知っています。		
9	携帯電話の破損・盗難・個人情報の漏洩等については、保護者の責任とします。		

___年___組___番

児童氏名_____

保護者氏名_____ 印



保護者の皆様
摂津市立千里丘小学校
校長 大崎 貴子

摂津市立千里丘小学校における携帯電話等の取扱いに関する同意確認書の提出について

平素は本校の教育活動にご理解・ご協力を賜りまことにありがとうございます。標記の件につきましてお知らせいたします。災害発生時や犯罪に巻き込まれた（巻き込まれそう）際の緊急の連絡手段や犯罪の抑止力として、保護者の責任のもと、登下校中の子どもに携帯電話を所持させたい場合は、本同意確認書に必要事項を記入のうえ、担任にご提出ください。

摂津市立千里丘小学校長 様
年 月 日

摂津市立千里丘小学校における携帯電話等の取扱いに関する同意確認書

次の事項に同意することを条件に、保護者の責任のもと、登下校中の子どもに携帯電話を所持させたいので同意書をご提出ください。

＜同意事項＞ 同意確認事項を読み、同意・確認できる項目のすべてのチェックボックスへのチェック（✓）をお願いいたします。全ての項目に同意いただけない場合は登下校中に携帯電話を所持することはできません。

	同意確認事項	保護者 ✓	児童 ✓
1	登下校中は、携帯電話をかばんの中に入れ、災害時や犯罪に巻き込まれる等の緊急の場合以外では携帯電話をしません。		
2	校内ではかばんの中に入れ、学校の指示があるとき以外は携帯電話をしません。		
3	携帯電話の所持について学校のルール等が守れない場合、学校が携帯電話を預かり保護者に返却する、一時的又は長期的に登下校中の所持を制限する等の学校の指導に従います。		
4	災害時等の緊急時以外で、保護者から子どもの携帯電話への連絡はしません。		
5	携帯電話の適切な使用や使用時間について、家庭でルールをつくり、適切に管理します。		
6	使用するアプリケーションやサービスについて、使用前に家庭で話し合います。		
7	フィルタリングや携帯電話の使用制限を設定し、不適切な使用や長時間の使用をさせない工夫や、パスワードを設定する等、個人情報の流出や不正な使用を防ぐ工夫をします。		
8	インターネット上のトラブルやいじめ、犯罪被害等があった場合の相談窓口や連絡できる関係機関を知っています。		
9	携帯電話の破損・盗難・個人情報の漏洩等については、保護者の責任とします。		

児童氏名_____ 保護者氏名_____ 印

このような確認書を全校でそれぞれ作成するのは学校の事務負担を増やす事になるため、市教委で

①「携帯電話の持ち込みに関する申請書」の統一様式を作成すべきでは？

また、その申請書を

②町田市のHPに掲載して保護者が確実に情報を受け取れるよう、また申請書を入手出来るよう、対応しては？

南中学校への通学が遠距離である地域の方々の選択肢について

紫の斜線部分の方々は、南中学校がかなり遠くなるため、南つくし野小学校や鶴間小学校に行きたいと言う声が多い。

→しかし、どちらの学校も児童が多く学区緩和制度での受け入れが困難。



この地域の方は、南町田グランベリーパークまで歩いて7~15分程度。電車に乗ってつくし野小学校に行く方が、道も整備されていて人通りも多く、時間的にも、体力的にも南中学校へ行くよりも負担が少ないと判断する家庭もあるかもしれない。

※補足：つくし野小学校は、2024年度の受け入れ枠20人に対して申請者10人とまだ余裕がある。

しかし

通学区域緩和制度は、隣接校が対象のため、**隣の隣の学区に当たるつくし野小学校には申し込みが出来ない。**



通学区区域緩和制度について

2つの改善提案

- ▶ ①南第一の一部学区の子どもたちの状況のように、登降所の負担が軽減されるのであれば隣接校以外の受け入れも可能とすべきでは。
- ▶ ②現在受け入れ枠0としている学校でも、新学期が始まる前に、1人2人でも受け入れ可能な枠が出来る可能性がある。受け入れ枠0予定の学校でも、申し込みは受け付けて、待機扱いとしてほしい。（受け入れ枠を超えて抽選ではずれても、年明けになってから繰り上げで入学出来るケースもあるため、ギリギリになって入学出来るケースは実際にあるはず）